

項目 ※（）内は報告書のページを記載	条文	成果・課題		今後について	検証会議の意見
		成果	課題		
前文(P9)	(省略)				<ul style="list-style-type: none"> ・目指すべき姿が象徴的であるため、市民としては何をしていけば良いのかがわかりづらい印象を受ける。 ・長久手市でジブリパークが開業したことは、大きな出来事であるため、前文の条文のなかに「ジブリパーク」の文言を入れた方が良い。
第1条 目的(P10)	(省略)				特になし。
第2条 条例の位置付け(P11)	<p>1 この条例は、まちづくりの基本であり、市民、議会及び市は、この条例を誠実に遵守するものとする。</p> <p>2 市は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等にあたっては、この条例との整合を図らなければなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な啓発を行うなかで「何を通じて条例を知ったか」で1番多い回答は毎年広報に掲載している本条例の周知であった。 ・職員が条例を推進するなかで、各課がそれぞれで取り組んでいる状況であったため、条例推進に伴う取組を整理したガイドラインを作成した。 ・市民、職員に条例が浸透することや市民、職員の条例に沿った取組が推進することを目的に様々な啓発活動を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対するアンケート結果では「内容を知っている」「内容をある程度知っている」と回答した市民は7.9%と条例の周知度は低いのが現状である。 ・条例第2条2項の他の条例、規則、計画等の制定、改廃等の際の条例との整合を図ることについて、条例の趣旨を踏まえ条例等の制定、改廃等は行われているものの、具体的な条例の整合性については担当課判断になっている。 	<p>まちづくりの基本となるみんなまち条例を市民及び職員に浸透させることが必要になるため、条例の存在自体の周知とともに、条例の趣旨を啓発していくことも重要である。</p> <p>今後も、条例の啓発事業を継続し、市民が目を引くような、興味を持ってもらえるような方法で条例を啓発していくことが求められる。また、市民においても条例について考える機会を設ける等、市民のなかで条例が浸透するような取組も期待される。</p> <p>他の条例、規則、計画等の制定、改廃等にあたっての具体的な取組ができていないため、各担当課へ第2条2項に関する条文の周知と条文の統一的な整合を図る取組について検討していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの頃からまち詩を聴き、地域に関心を持つことの大切さ等にふれることは重要なことであると感じる。 ・まち詩の趣旨について小学生では難しい内容であっても、将来大人になったときにこの詩の趣旨がわかるようになってくると思う。
第3条 用語の定義(P16)	(省略)				特になし。
第4条 まちづくりの基本原則(情報共有について)(P17)	<p>長久手市におけるまちづくりの基本原則は、次に定めるとおりとします。</p> <p>情報共有の原則 市民、議会及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を互いに共有し、活用します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・きずなネットでは、市民団体、市、社会福祉協議会が発信している情報が掲載されイベント情報が統合されていることにより、利用者としては使いやすい情報発信のアプリである。 ・地域共生ステーションによる情報発信では、地域の情報や行政サービスの制度、様々な情報が掲載されている。現代の情報社会のなかでは、自分の趣味・趣向に偏った情報が入る傾向にあるが、掲示板による情報発信や地域共生ステーションでの情報交換は新たなまちづくりの情報をキャッチすることができる。 ・各課へのヒアリングでは「地域共生ステーションの利用団体間の予約トラブルについて交流会を実施し、お互いを知ることにより、譲り合って利用することができた。」との意見があった。情報共有する場を設け、それぞれのことを知ることにより、トラブル回避につながった取組がある。 ・もえるごみ袋増額に関する方針の説明では、市内10箇所数日に分けて意見交換を行い、そこでの市民からの意見についてもHPで公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講座等の案内に広報、ホームページの他、イベントメールを利用しているが、参加者が増えない。 ・市民が毎月の広報誌全ての情報を把握することは難しいが、広報誌は市民全体を対象としているため、情報量をコンパクトにすることも限界がある。 	<p>市民がより一層まちづくりに関わってもらうためには、新たなイベントやグループに参加するキッカケづくりとして、ニーズに合わせ、効果的かつ効率的な情報発信を行っていく必要がある。今後も変化しつづける情報共有の媒体に合わせ、情報発信の方法を模索する必要がある。</p> <p>また、地域共生ステーションに掲載された情報や人から聞く情報は、多種多様な情報であるからこそ、そこでの気づきやまちづくりに関わるキッカケづくりにつながることを期待される。</p> <p>そのため、まちづくりに関し、情報共有する拠点として今後とも継続的な取組が推奨される。</p> <p>まちづくりを進めるにあたり、お互いの活動や意思を共有することは重要であるため、今後も引き続き、定期的な情報交換の場や交流会等を進めていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有をした結果、どこまで理解されているか、その情報提供によってどのような変化や新たな動きが生じたかということが重要である。 ・議会、市民、市の3者が同じ情報を持ち合うことが重要と考える。

項目 ※ () 内は報告書 のページを記載	条文	成果・課題		今後について	検証会議の意見
		成果	課題		
第4条 まちづくりの基本原則（市民参加について）(P20)	市民参加の原則 市民、議会及び市は、市民の参加により、まちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・さくら植樹祭によるイベントでは、自らがさくらの木の植樹を行うことにより、植えた木への愛着がわくことでまちへの興味を持ってもらうキッカケづくりのイベントであった。 ・「はいはいレース」の実施により、子育て中の親世代を集めることで各地域共生ステーション等のPRにつながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各課へのヒアリングの中では「一部のイベントでは集まった市民の世代に偏りがあり、幅広い世代を集めることができない。」との意見があった。今後は幅広い世代の市民参加を推進していくことが求められる。 ・市民アンケートの結果でも「市の事業に参加する決め手は」の質問に「事業自体に魅力がある」との回答が多い。 	<p>市民参加の取組のなかでまずは、市民に参加してもらうことが重要であるが、引き続き、まちづくりに関わってもらう仕掛けづくりを検討していくことも重要である。「参加した市民が継続してまちづくりに関わること」についても意識して取組むことが必要になる。</p> <p>また、市民参加において主に20代後半から30代後半にかけての子育中の親世代がまちづくりに関わってもらうための取組は重要である。事業によっては、世代が限定されることもあるが、事業の企画、運営に至っては20代後半から30代後半にかけての子育中の親世代を対象にすることや興味を持ってもらえるような取組について推奨される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関わった市民、参加した市民が充実感を得られる取組が推奨される。 ・長期的な視点でいくと、いずれ大人になったときにまちづくりの担い手になってもらえることも考えられるので、高校生、大学生にも市民参加を勧めていくことが必要である。
第4条 まちづくりの基本原則（協働について）(P22)	協働の原則 市民、議会及び市は、互いの立場及び特性を理解しながら、信頼関係を築き、ともに考え行動するまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協働補助金の実施により、マンパワー不足で実施が困難であった事業を市民と協働することで推進することができた。また、各大学の専門性や専門的な知識を有する市民と一緒に企画、運営に取り組むことにより、有益性のある事業ができた。 ・子ども議会の開催後のアンケートからも市議会への興味・関心が高まったとの回答が多く、市と議会の協力により、子どもたちが自分の住むまちの市政に関心をもってもらうことにつながった。 	<p>各課へのヒアリングでも「協働を行うことができる市民が見つかりにくい」、「大学生による大胆且つ繊細なアイデアのため、提案いただいた内容すべてを実現することが難しいこと」との回答があり、協働での取り組み方について課題もある。</p>	<p>専門的な知識、経験を有する市民と事業に取り組むことにより、有益な事業の実施が期待できるため、引き続き、協働の取組を行う必要がある。</p> <p>「協働を行うことができる市民が見つかりにくい」との意見から市と協働可能な市民団体の情報を庁内で共有する等、協働を推進することが検討される。</p> <p>また「市民と市がそれぞれの主体性のもとに協力する事業」のなかで市民主体の取組をより一層推進することが期待される事業については「市民の主体性のもとに市の協力によって行う事業」に転換するよう働きかけていくことが必要になる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども議会について市政10周年事業として行われたとのことだが、良い取組なので今後も開催されることが期待される ・まざってフェスタに参加したが、普段の活動ではつながりが持てない団体と交流することができた。他の団体と新しくつながることができる機会の提供は協働を進めるうえで重要なことである。
第5条 市民の権利(P24)	(省略)				特になし。
第6条 市民の役割及び責務(P25)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民は、地域社会や次世代のことを考え、自らの発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに取り組みます。 2 市民は、まちづくりにおいて、自分と違う意見を持つ他者の多様な価値観を認めます。 	<p>他者の価値観を認めるためには、交流・対話を行うなかでお互いのことを知ることも重要である。市民の取組を広報に掲示し、他者の取組を知ることで、それぞれが認め合う風土をつくることにもつながる。</p> <p>市民、議会、市のそれぞれが意見できる場としてまちづくりを考えることは、他者の価値観を認める取組として推奨される。</p>	<p>市民同士がお互いの取組を理解し、お互いを認め合えることが必要とされる。また、それぞれの市民の取組を知ること、自分自信の取組を前向きに推し進めることにつながる。今後は、まちづくりに関する話し合いをきっかけにまちづくりに参加する市民が増加していくことが期待される。</p> <p>また、市が主催で市民の意見を聞く場では、市に対する意見に偏ってしまいがちであるが、市民が主催することにより、フラットな場でそれぞれの意見を共有することができる。</p> <p>市民が実施する話し合いの場は貴重かつ重要であり、他の市民団体による同様の取組も含め、市として取り組みを協力、応援していくことが求められる。</p>	<p>団体として活動している人だけでなく、個人でまちづくりに取り組んでいる方もいると思われる。そういった個人の活動も重要な取組の一つである。</p>	

項目 ※ () 内は報告書の ページを記載	条文	成果・課題		今後について	検証会議の意見
		成果	課題		
第7条 議会の役割及び責務(P29)	1 議会は、議決機関としてその責任を深く認識し、結果について市民に対して説明するよう努めるとともに、市政運営を監視する役割を果たさなければなりません。 2 議会に関する事項は、長久手市議会基本条例（平成26年長久手市条例第42号）の定めによります。			本条例の検証における結果を議会に報告するとともに、議会と共に条例の趣旨を共有していきたい。	・市民、市と同様に議会についても「役割及び責務」が定められており、議会の条例に沿った取組、又は、その効果を議会としてどう捉えているか確認する機会があっても良いと思う。
第8条 市長の役割及び責務(P30)	1 市長は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。 2 市長は、市民及び議会と総合計画に掲げる将来像を共有し、その実現に向けて全力を尽くさなければなりません。				特になし。
第9条 職員の役割及び責務(P31)	1 市の職員（以下「職員」といいます。）は、全体の奉仕者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。 2 職員は、長久手市全体を職場と捉え、積極的に市民と交流・対話しながら課題等を把握し、部署間で連携して解決に努めなければなりません。 3 職員は、前2項の役割等を果たすにあたって、自ら必要な能力を高めるよう努めなければなりません。	積極的に市民と交流・対話することは課題等を把握できるのみならず、市民とのつながりのなかで新たな事業展開が期待できる。また、市民からの声を直接聞くことにより、市民に寄り添った事業を行うことができる。 各課へのヒアリングのなかでは、市民との交流・対話が「一部の市民に偏ってしまう」との回答があり、あらゆる市民との対話・交流を促進することが求められる。		地域課題が多様化するなか、職員としても様々な課題を把握し、かつ、職員としても主体的に行動する力が求められる。市民団体や市民との関わり方は、あらゆる市民団体と関わることにより、理解が深まることが多いため、今後も積極的に市民団体や市民との交流・対話に努め、職員それぞれが市民と関わる経験を積むことが重要である。	・市民活動のなかで関わる市の職員は一部に限られてしまう。 ・様々な分野で市の職員と市民との対話が増えていくことが望まれる。

章	情報共有	市民参加	協働	検証会議の意見
まちづくりの3原則における 条例の検証について 第2章 (P33)	情報発信の媒体において、アンケートの結果からも広報、ホームページ等も重要であるが、情報技術の発展のなかでアプリ等を活用した情報発信も重要になる。情報媒体等については市の運営する媒体に限らず、「きずなネット」のように事業者が開発した情報発信の媒体等を活用していくことも検討しつつ、市としても変化する情報社会のなかで、SNSを活用した情報発信の方法についても検討していくことが求められる。 また、情報媒体が複数になり、乱立することを防ぐ点においても、情報発信の整理や安心メール、イベントメールの情報媒体を統一する必要がある、また、情報を必要とするであろう方に「配信する」プッシュ型の情報発信についても検討される。	市の人口推計では2050年に高齢者の割合は33.5%に増加し、令和2年10月時点の17.2%から約2倍になることが予測される。市民主体のまちづくりを推進する目的としては、30年、40年先の将来の社会問題の複雑化、深刻化に備えることが挙げられる。 そのため、今から若い世代にまちづくりに興味を持ってもらい、継続してまちづくりに関わってもらうことが、将来の課題に向けた市民主体のまちづくりを推進するうえでも重要である。 みんなまちフォーラムの意見のなかでも「主体的なまちづくりの根源は「ワクワクするから」「得意だったから」「好きだったから」「やってみたくらい」というシンプルなものである」との意見があった。「まちづくり」というと敷居が高く感じている、参加することにためらいを感じてしまうことが懸念される。そのため、市民参加の取組を行う際は、参加することに対し、気軽な印象を与えることや、関わることで楽しさを感じられる印象を与えることを意識して取り組むことが求められる。	「市民と市がそれぞれの主体性のもとに協力する事業」のなかで市民主体の取組をより一層推進することが期待される事業については「市民の主体性のもとに市の協力によって行う事業」に転換するよう働きかけていくことが必要になる。 市民に主体性を移す際は、市民との対話を行いながら職員としても全体をとおしたコーディネートが必要であり、そのことは容易でない場合も多い。 そのためにも職員が積極的に市民と関わるなかで経験を積み、主体性を市民に担ってもらうようコーディネートする力を高めていくことが求められる。	特になし。

みんなでつくるまち条例検証会議の意見の取りまとめについて（第3章）

項目 ※（）内は報告書のページを記載	条文	成果・課題		今後について	検証会議の意見
		成果	課題		
第10条 市民参加及び協働 (P34)	<p>1 市は、計画の立案、実施及び評価の過程において、多様な市民参加の機会を保障し、得られた意見等を市政に反映するよう努めます。</p> <p>2 市民、議会及び市は、未来のまちづくりの担い手として、子どもがまちづくりに参加することができる環境づくりに努めます。</p> <p>3 市民、議会及び市は、協働を進めるため、互いに声をかけ合い、人を集め、対話を繰り返すよう努めます。</p>	<p>主に計画に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民同士で環境について話し合い、「△△さんがやっているなら、私も取り組もう」という発想にたどり着く参加者が多く、市民のつながりが重要であることが分かった。 ・各回のワークショップで、各グループのメンバーを入れ替え、毎回自己紹介の時間を設けたことにより、市民同士の新たなつながりが生まれた。 <p>主に子どもに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童が描いたイラストが多くの人目に触れることとなり、当該児童の喜びややりがいにつながった。 	<p>主に計画に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの参加者が、自分の発言した意見が取り入れられている実感が持てるように意見をまとめることが難しい。 ・周知活動に力を入れても、企画自体に魅力がないと人が集まらない。 ・誰でも参加できるようにすることは必要だが、毎回のワークショップに参加しただけだと、議論の積み上げが難しい。 <p>主に子どもに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単にイベントで子どもたちに参加してもらったのではなく、子どもたちが主体的になれるイベントや事業を行うことが難しい。 	<p>主に計画に関する事項</p> <p>市民からの意見聴取を実施しながら計画策定に取り組んでいるが、ワークショップ等での意見がどう計画づくりに関わっているのかが把握しづらいことが課題である。参加した市民が計画づくりに関わったことの達成感や充実感が得られるような取組が必要となる。</p> <p>また、計画づくりにおけるワークショップ等は市民からの意見を伺うことだけでなく、市民が計画に関係する活動を始めるきっかけになることが期待される。意見聴取が前提はあるが、まち歩きや見学会等の市民が参加したくなるような観点で企画することも必要である。</p> <p>主に子どもがに関する事項</p> <p>防災や認知症等、まちが抱える課題について子どもが知ること、体験することは重要である。今後も引き続き、子どもがまちづくりに関心を持てるような取組が推奨される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例では、理念を定めるものに対し「市民参加条例」で具体的な手法について定められている。長久手市においても「長久手市みんなでつくるまち条例に基づく計画等策定ガイドライン」をもとに「市民参加条例」を制定することで、より一層のみんなまち条例の推進につながると思われるため、検討いただきたい。 ・子どもたちの考える力を育むことが重要であり、子どもたちが自ら主体となって考える機会を大人たちがサポートしていくことが必要だと考える。
第11条 市民のまちづくり (P38)	<p>1 市民は、次に掲げる活動に積極的に参加することにより、まちづくりに取り組みます。</p> <p>(1) 身近な地域におけるよりよい暮らしの維持及び向上のために自治会その他これに類する地域活動団体が行う活動</p> <p>(2) 地域社会の発展のために市民活動団体その他これに類する団体が行う活動</p>			<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により市民活動が制限され、市民が地域活動団体や市民活動団体に参加する機会が減少したと思われる。</p> <p>また、自治会加入率も減少傾向にあるなか、自治会加入の促進が求められる。</p> <p>ただアンケート結果より、「友人や知人と交際・会食」は減少する傾向にあるものの「ボランティア・社会参加」及び「近所づきあい」はコロナ禍の環境で必要性を感じようになった市民もいることが把握できた。</p> <p>災害等の緊急の際には、すぐ近所の方を気にかける、助け合える関係が築かれていることが重要になるため、近所づきあいが増えることが期待されるとともに向こう三軒両隣のつながりづくりを育むことが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への参加に関するアンケートでは、40代が多い傾向にある。子どもを通じて地域の活動に関わった市民が、そのまま、まちづくりの担い手になっていけば、より活気のあるまちにつながると思う。 ・昔に比べ、プライベートなことも共有するような深い近所付き合いを好まない方が増えていると思われる。程よいお付き合いが、居心地が良いと感じる市民もいるなかで、理想とするまちづくりを目指していく必要があると考える。
第12条 まちづくり組織 (P43)	<p>1 市は、概ね小学校区単位の地域で、市民自身が暮らす当該地域のことを考え、主体的に実行できるよう、地域の市民と協議しながら、その仕組みをつくるよう努めます。</p> <p>2 市民は、概ね小学校区単位の地域で、地域活動団体、市民活動団体その他の団体及び個人が連携し、対話しながら当該地域固有の課題解決に向けて取り組む組織（以下「まちづくり組織」といいます。）を設置することができます。</p> <p>3 まちづくり組織は、市民に開かれたものとし、地域のあるべき将来像をつくり、その実現のため継続的かつ計画的にまちづくりに取り組むよう努めます。</p> <p>4 市民は、課題を共有し、協働して解決していくため、まちづくり組織が行う活動への参加を通して、積極的にまちづくりに取り組むよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西、市が洞小学校区の地域でまちづくり協議会を設立した。 ・西、南、北、市が洞小学校区の地域で共生ステーションを整備した。 ・「地域共生ステーション」の認知度及び「まちづくり協議会」の認知度が上昇した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条文では概ね小学校区単位の地域でまちづくり組織の仕組みづくりを目指しているが、小中学校区の区域と既存の自治会の自治区の区域が異なることにより、活動地域を分断してしまう。 ・地域毎で地域組織の成り立ち、特性等が異なるため、地域に合った概ね小学校区単位の地域でのまちづくり組織の設立が求められる。 ・行政から小学校区単位のまちづくり組織の設立について働きかけを行うなかで、市民主体の組織の形成が難しい。 	<p>北、南小学校区ではまちづくり協議会の設立を目指すとともに、東、長久手小学校区の地域では既存の地域活動団体と市民活動団体をつなげ、概ね小学校区単位によるまちづくり組織の設立の準備会の基盤づくりを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生ステーションの貸部屋が活発に利用されており、コロナ禍の終息とともに市民活動が活発になってきている。 ・地域共生ステーションでは、市の職員やCSWが市民と交流している姿を見かける。 ・地域で本来のまちの課題や対応を考える機会が減っている印象を受ける。例えば、災害等の対策について、いざという時には向こう三軒両隣の助け合いが必要になるが地域で考えることができているか、疑問に思う時がある。 ・昔に比べ、プライベートなことも共有するような深い近所付き合いを好まない方が増えていることは事実であり、そういった環境に合わせて、気軽に参加できるような「弱いつながりづくり」も必要と考える。

項目 ※ () 内は報告書のページを記載	条文	成果・課題		今後について	検証会議の意見
		成果	課題		
第13条 地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織の役割 (P46)	地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織は、自らの活動への参加を促し、まちづくりの担い手の発掘及び育成を行うため、活動内容及び運営状況を明らかにし、市民の理解及び共感を得るよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 様々な分野の団体で活動を周知する取組がみられる。 一部の共生ステーションにおいては、団体交流会を開催し、団体同士で連携事業等の実施が行われた。 市民活動団体、民生委員等がまちづくり協議会と連携し、防災に関する取組が進められている。 「地域共生ステーション」の認知度及び「まちづくり協議会」の認知度が上昇した。 	<ul style="list-style-type: none"> 共働きの増加等、様々な要因から30代、40代の地域活動への参加が難しくなるなか、仕事や家庭で定期的な会合等への出席が難しい方も参加ができるような関わり方、仕組みづくりを検討していく必要がある。 地域の多くの地域活動団体、市民活動団体同士がつながり、話し合うことで課題の解決に導くことにつながる。そのため、より団体のつながりづくりを進める必要がある。 地域活動の実施において、地域住民全体を巻き込んだ取組が求められるところだが、住民のなかには地域活動に前向きでない市民の方もおり、地域活動の負担が一部の住民に限られてしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> 活動する負担の軽減、活動の継続性、均等な地域住民の意見集約の観点からも、多くの市民が活動に関わってもらうことが求められる。そのため、今後とも活動の啓発及び活動への参加の呼びかけに関する取組が求められる。 地域活動団体、市民活動団体、まちづくり協議会が連携し、各団体がネットワークを広げていくことで、実施したくてもできなかった活動の実現や解決できなかった課題の解消等、各団体同士が協力することが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会でホームページを立ち上げ、集会所の管理を行う等、デジタルを活用した取組は素晴らしいことだと思う。 自発的な自治会の活動のなかで「みんなち条例があったから」等の経緯があるとより良い。 自治会の加入率は地域によって差があり、自治会の活動が盛んな区域もある。市は「まちづくり協議会」の活動に意識が向いている印象を受けるが、条例制定前から活動してきた自治会の活動もまちづくりのなかで重要な活動である。
第14条 地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織への支援 (P49)	議会及び市は、地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織の自立性を尊重し、その力が最大限発揮されるよう必要に応じて支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体へのアンケートでは「経済的支援」「場所の提供」「ノウハウの提供」等、様々な支援に関する回答があった。 活動を行う方々が交流できる場や相談できる体制づくりを実施した。 ふるさと応援活動支援事業補助制度を活用し、郷土史研究会や保護猫団体（にゃんこサポート長久手）への寄附を募ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の補助期間の終了に伴い、団体活動が終了することがある。補助金が前提の活動ではなく、それぞれの団体が継続的に活動できるように団体活動の自立に関する支援が求められる。 趣味のための個人的な活動と行政が支援すべき公共性のある活動とどうかの境界が曖昧となることがあるため、どの基準で線引きをするのかの判断に迷うことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体へのアンケート調査では行政に求める支援の方法について「団体に対する経済的支援（補助金等）」の回答が多いため、今後も引き続き、適切な経済的支援は継続する必要があるが、経済支援にも限界があることや補助金が前提の団体運営においては継続的に活動が難しい傾向にある。今後も、継続的な活動支援のために各団体のノウハウを共有する目的での交流会や市民団体からの相談支援等を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体で取り組む方々にとっては活動するうえで財政的な問題が大きい。 市の取り組む協働まちづくり補助金があるが、10万円の制限や年に1度ということもあり、柔軟な活用ができない部分もある。 クラウドファンディング等の制度については、中々敷居が高く手を出しづらい。
第15条 住民投票 (P51)	1 長久手市に関する特に重要な事項について、市民、議会及び市が対話を重ね、十分な議論をしてもなお、住民の意思を直接確認する必要があるとき、市長は、その都度定める条例に基づき、住民投票を実施することができます。 2 市民、議会及び市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。			<p>直接民意を聞くことで、重要な政策の決定や実施に係わる議論を活性化することは重要ではあるが、市民、議会、市で対話の段階を踏んで実施される「個別設置型」のほうが、条例の趣旨に沿った制度とも考えられる。</p> <p>条例制定から現在まで、個別型の住民投票を求める事案がないこともあり、今回の検証では、現状の条文のままとし、個別設置型の住民投票制度について定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従来のように市民が投票所に行って、投票用紙に名前を書いて投票するというやり方ではなく、インターネットの活用等、デジタルを活用した取組も必要であると思う。 住民投票は良い制度だと思うが、認知度が低いように感じる。多くの市民が制度自体を認知することも必要だと思う。

章	情報共有	市民参加	協働	検証会議の意見
まちづくりの3原則における 条例の検証について 第3章 (P53)	<p>計画づくりのワークショップ等の実施では、市民の意見を伺うものそのこでの意見がどう計画に反映されているのかが把握できない場合がある。</p> <p>第10条の中でも「得られた意見等を市政に反映するよう努めます」とあるので計画づくりに参加した市民が充実感を得られるよう、計画の中で市民の意見に関する記載を反映させるよう努めることが求められる。</p> <p>また各種団体へのアンケートの中には「活動への理解が足りない」等の意見があった。お互いの取組を理解すること、お互いの取組を尊重し合うことで活動しやすい環境づくりにつながる。そのためには、自らの活動の情報発信を行うこと、他の活動の声を傾聴することが求められる。</p>	<p>市民、議会及び市が進めるまちづくりにおいては、市民の参加を得て進めることが求められるが、共働き世帯が増えていること等の要因から、時間的な余裕がない方が多い。そのなかで定例会への出席や参加することへの負担を懸念し、活動に参加することを躊躇する方も多いと思われる。30代、40代の世代も地域活動等に参加してもらえるよう、協力できる範囲での参加や時間の余裕がある時だけ参加できる工夫等により、様々な事情の方が参加しやすい体制を検討していくことが求められる。</p> <p>また条例では概ね小学校区単位でのまちづくり組織の仕組みづくりを進めていくことが示されているが、緊急時にお互いが支え合い、乗り越えていくためには、向こう三軒両隣のつながりづくりを育むことが求められる。</p>	<p>活動団体にはそれぞれの特性・長所がある。地域活動団体やまちづくり組織では地域とのつながりを持っていること、市民活動団体の中には豊富なアイデアやノウハウを持っている団体がいる。お互いが協働することで相乗効果を生み、活動を進めるうえでの課題の解決やより良い取組につながる。</p> <p>活動団体がそれぞれ抱えている課題（地域の子育て世帯なども組織を知ってほしい、まちづくりに関わって欲しい等）の解決や実現したいと思っけていてもなかなか取組が実行できないこと（地域の人に参加しにくくなるような企画運営等）を各団体が協働することで課題の解決や取組につながることを期待される。今後も各種団体の協働での取組が推奨される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> イベント等があったとしてもそのイベントの情報を知らなければ参加することができない。「ホームページで周知しています」では、市民まで情報が行き届かないことがある。 市による経済的な支援だけでなく、イベントの目的や企画によっては、市と協働することにより、小学校の体育館等の公共施設が利用できるということを市民活動団体をもっと知れると良い。

みんなでつくるまち条例検証会議の意見の取りまとめについて（第4章から第5章）

項目 ※（）内は報告書のページを記載	条文	成果・課題		今後について	検証会議の意見
		成果	課題		
第16条 市政運営の基本原則 (P55)	<p>1 市は、公正かつ透明性の高い市政運営を基本とし、市民が主体的に行動できるまちづくりを進めます。</p> <p>2 市は、計画の立案、実施及び評価に至る情報を市民及び議会と共有することが、まちづくりの基本であることを踏まえ、わかりやすくかつ積極的な情報提供及び説明に努めます。</p> <p>3 市は、まちづくりの実践を通して、職員の人材育成及び配置に努めます。</p>	<p>・ 毎年の行政評価、アクションプランの進捗状況を議会へ報告するとともに公表した。</p>	<p>・ 本条文第3項には「まちづくりの実施を通して」と定められており、地域活動や市民団体の活動等を知ること、実施することが求められる。</p>	<p>今後とも毎年度の行政評価、アクションプランの進捗状況報告を議会に行うとともに条例に沿った適切な市政運営を実施する。</p> <p>また、より多くの職員が現場に出て、市民の視点に立ち物事考え、行動できる職員の育成を図るためにもまちにできる研修を行う。</p>	<p>・ 行政情報の透明性が求められるなか、市民に丁寧に説明することが重要である。市民の生活に大きく関わることについては、ごみ袋の増額の際のように住民への丁寧な説明があると良い。</p> <p>・ 市の事業について、外部の有識者や市民によって構成されている委員会にて様々な審議が実施されているが、一部の事業では、委員会の意見のみに流されている印象を受ける。</p> <p>・ 事業の方向性等を決める際は、様々な観点から検証する必要がある。</p>
第17条 計画的な市政運営 (P57)	<p>1 市は、この条例に基づき、総合計画を策定し、計画的な市政運営を行います。</p> <p>2 総合計画における基本構想については、議会の議決を経るものとしします。</p>	<p>・ 第6次長久手市総合計画策定にあたっては、「多くの市民が策定に関わること」「まちづくりを我が事ととらえる市民を増やすこと」「市民のつながりが生まれ、計画実行を担う市民を育てること」を目指し、市民が集まり、様々な想いを話し合いながら作業を進めた。</p> <p>・ 行政主導のまちづくりから、市民と行政が協働する「市民主体のまちづくり」の実現に向けた第一歩となる計画として平成31年3月に策定した</p>		<p>・ 現在は「第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）」（計画期間：平成31年度～令和10年度）を推進中である。市民とともに作り上げた計画を実効性あるものとしていくために、令和5年度には基本計画に紐づくアクションプラン事業の中間見直しを実施するとともに、今後も毎年度の進捗状況確認・評価・検証などの進行管理を実施しながら推進していく。</p>	特になし。
第18条 情報公開及び個人情報取扱い (P59)	<p>1 議会及び市は、長久手市情報公開条例（平成13年長久手町条例第24号）の定めるところにより、その保有する情報を市民に公正かつ適正に公開しなければなりません。</p> <p>2 議会及び市は、長久手市個人情報保護条例（平成16年長久手町条例第7号）の定めるところにより、保有する個人情報を適正に管理するとともに、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、適正に取り扱わなければなりません。</p> <p>3 市民及び市は、生命及び財産の保護のため、緊急でやむを得ない場合に地域で互いに助け合い、支え合うための必要最小限の個人情報を共有することができる環境づくりに努めます。</p>	<p>成果</p> <p>・ 毎年度、情報セキュリティ研修を実施することで、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の適正管理について職員の意識向上に取り組んでいる。</p> <p>・ 避難行動要支援者登録者数は令和4年6月時点で1,933人（対象者4,009人）。</p>	<p>課題</p> <p>・ 避難行動要支援者登録制度について、一定数の名簿の登録があるものの、実際の災害があった際は、氏名、情報等の基本情報に加えて、介護度や障がいの状況等も求められる。</p>	<p>・ 今後も情報セキュリティ研修をとおして職員の意識向上に取り組む。</p> <p>・ 避難支援等を適切に行うために要避難者の介護度や障がいの状況の共有を行う等、氏名、住所等の基本情報の共有のみではなく、実際の災害等があった際に適切に対応できるような仕組みづくりを進める。</p>	特になし。

項目 ※ () 内は報告書のページを記載	条文	成果・課題		今後について	検証会議の意見
		成果	課題		
第19条 安心安全なまちづくり(P61)	<p>1 市は、市民の安心安全を確保するため、自然災害、重大な事故等に備え、危機管理体制を整え、災害等の発生時には、関係機関等と連携・協力し、迅速かつ的確に対応します。</p> <p>2 市民は、個人、近隣、自治会等で災害等に備えるため、防災に関する取組を行い、災害時は自分自身を守る努力をするとともに、互いに協力します。</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に備え、事業者や他市町と協定を結び関係機関と連携、協力する体制を進める取組を行った。 ・小学校区別の防災訓練を実施し、地域での防災の取組を進めた。 ・まちづくり協議会で地域の防災の課題等について話し合い、連携しながら解決していこうとする取組を進めた。 	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果では、20歳未満を除き、年齢が低くなるほど「参加していない」「やっていることを知らない」が多くなっており、20歳代、30歳代への防災に関する意識の向上が求められている。 	<p>事業者や他市町と協定を結び、実際に災害が起きた際に対策を講じられるような体制づくりを進めていく必要がある。</p> <p>防災について地域で考える取組については、防災で重要な共助の観点からも地域の様々な組織が連携し、取組を進められることが推奨される。</p> <p>アンケート結果での若い人の防災への取組の参加が少ないこと等から、自助の観点からも20歳代、30歳代の方々への関心を高めることが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者と協定等を結ぶことが目的となっており、協定を結んで以降、具体的な取組がされていないケースが多い印象を受ける。 ・防災について、文章でまとめると良いことばかりが並べられてしまうが、例えば、体が思うように動かない単身の高齢の方をどう避難支援していくか等、本当に災害が起きた時のことを想定した対応の準備ができていないか疑問に思うことがある。 ・みんなまち条例における「市民」のなかには事業者も含まれているため、事業者としての役割も重要である。
第20条 他の自治体等との連携(P64)	<p>市は、共通課題の解決のため、国、愛知県、他の自治体及び関係機関等と相互に連携し、協力するよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・尾三地区自治体間連携協力に関する基本協定に基づき、広報紙へのイベント情報等の共同掲載や職員派遣交流事業の共同実施等様々な分野で連携協力している。 ・長久手市大学連携推進ビジョン4Uの事業については、環境、福祉、子育て、文化、交流など、様々な分野で学生の参加できる場を提供し（令和3年度は26事業）、大学の持つ知的財産や人材等、学生のもつ若い力をまちづくりに活用した。 ・中部電力（株）との協定にもとに、子育て支援アプリの実証実験及びアンケートを行い、現在は「きずなネット」として子育てに役立つ「イベント情報」や、毎日の暮らしに安心をプラスする「地域情報」を届けている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体と連携することによって効果の向上が期待される医療、防災、福祉、消防等の課題について、引き続き近隣の自治体、県及び国と連携して取り組んでいく。 ・行政のみならず、学校法人、民間企業、市民と市をつなぐ中間支援団体といったまちづくりの専門家など様々な関係者とともにもそれぞれの強みを生かしながら、多様化するまちづくりの課題に対応していく。 ・事業者から協定の話があった際には、協定締結を目的とするのではなく、内容が形骸化されないよう、目的や今後の連携方法などを十分検討したうえで協定等を締結する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大手企業との連携は報告書のなかで確認できるが、市内の小さな商店等の連携についても重要と考える。災害、防犯など事業者との連携による取組も重要な取組である。

章	情報共有	市民参加	協働	検証会議の意見
<p>まちづくりの3原則における 条例の検証について</p> <p>第4章</p> <p>P66</p>	<p>今後も行政評価、アクションプラン、予算、計画の公表を行うとともに透明性の高い市政運営に努める。</p> <p>また、情報社会の進展と情報技術の進歩がされるなか、個人情報保護がより必要になるため、人的ミスによる情報漏洩等を防ぐため、毎年実施される情報セキュリティ研修を通じて、より一層職員の情報セキュリティの意識向上に取り組む必要がある。</p>	<p>総合計画の策定の際には多くの市民を巻き込み計画策定が行われた。「テーマ別検討会議」から「学生まちづくり甲子園」まで市民に親しみやすく、方法を模索したうえで取り組まれている。</p> <p>市としての防災体制、機能の強化を進めることは必要であるが、市だけの対策では解決が難しいことは地域同士の助け合いによる共助の力が求められる。災害に備え、地域にはどのような課題があるのかを組織毎で考えるのではなく、各組織（自治会、まちづくり協議会、事業者、民生委員等）で話し合い、まずは課題を共有することが重要であり、各組織が連携することで災害時の適切な対応につながる。</p> <p>また、市や地域により、市民が防災への関心を高め、自分のことは自分で守る（自助の意識）ことの啓発を今後も取り組んでいく必要がある。</p>	<p>市は様々な業者と災害対策や健康に関する協定を締結しており、取り組んでいる。</p> <p>中部電力（株）との「市民参加型まちづくりに関する協定」では、取組の結果子育て支援に関するアプリ（現在の「きずなネット」）の開発等の取組がみられる。</p> <p>今後も事業者や他市町等の連携が求められるところではあるが、協定締結が目的となり、取組の内容が形骸化しないよう、協定締結時には市又は市民へのメリットを整理し協定締結を行う必要がある。</p>	<p>特になし。</p>

条文	成果・課題		今後について	検証会議の意見
	成果	課題		
第21条 条例の検証(P67)	(省略)			特になし。